所定疾患施設療養費について

介護老人保健施設において入所者様の医療ニーズに対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設内での医療について、以下の条件を満たした場合介護報酬において評価されることとなりました。厚生労働省が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

所定疾患施設療養費について

対象となる入所者の状態は次のとおりであること
イ　肺炎
ロ　尿路感染症
ハ　帯状疱疹
ニ　蜂窩織炎
ホ　慢性心不全の増悪
算定する場合にあっては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置等の内容等を診療録に記載しておくこと。

所定疾患施設療養費算定状況

令和7年度

診断名	年月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	人数		1										
	治療日数		7										
尿路感染	人数	6	9	12	7	6	7	6	9	9	4	4	5
	治療日数	27	48	49	35	27	24	32	54	48	16	22	30
帯状疱疹	人数												
	治療日数												
蜂窩織炎	人数	1	1		1				1	1	1	1	3
	治療日数	5	5		5				5	9	1	5	19
慢性心不全の増悪	人数												
	治療日数												

【主な治療内容及び薬品名】

肺炎	
投薬	オーグメンチン250mg、アセトアミノフェン200mg、
検査・処置	レントゲン

尿路感染	
投薬	レボフロキサシン250mg、カロナール200mg、レバミピド100mg、ロセフィン1g、ソルデム3A 500ml、セフカペンピボキシル100mg、アセトアミノフェン200mg、
検査・処置	尿検査

帯状疱疹	
投薬	
検査・処置	

蜂窩織炎	
投薬	セフカペンピボキシル100mg、レバミピド100mg、アセトアミノフェン200mg、オーグメンチン250mg
検査・処置	採血

慢性心不全の増悪	
投薬	
検査・処置	